

射水市教育委員会 11月定例会次第

日 時 令和3年11月24日(水)

午後3時から

場 所 本庁舎3階 会議室302

1 会議録の承認

2 事務局報告

- (1) 令和3年度11月臨時会会期日程(案)について 資料1
- (2) 射水市立歌の森小学校プール改築(建築主体)工事請負契約について 資料2
- (3) 令和3年度12月定例会会期日程(案)について 資料3
- (4) 令和3年12月一般会計補正予算(案)説明書(教育委員会関係) 資料4
- (5) 射水市フットボールセンター条例の制定について 資料5
- (6) 射水市体育施設条例及び海竜スポーツランド条例の一部改正について 資料6

3 各課等の連絡事項及び報告事項

- (1) 射水市学校部活動在り方検討会の設置について (学校教育課) 資料7
- (2) 第1回射水市学校部活動在り方検討会 会議概要 (学校教育課) 資料8
- (3) 令和4年射水市成人式の実施について (生涯学習・スポーツ課) 資料9
- (4) 市内体育施設における公共施設予約管理システムの導入について (生涯学習・スポーツ課) 資料10
- (5) 射水市元旦マラソン2022の実施について (生涯学習・スポーツ課) 資料11
- (6) 教育委員会行事予定 資料12

4 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

12月28日(火) 9時30分から 会議室401

資料 1

令和 3 年 1 1 月射水市議会臨時会 会期日程（案）

会期 1 日間

1 1 月 3 0 日（火）	午前 1 0 時	本会議	日程第 1 議長の選挙 日程第 2 議席の指定 日程第 3 会議録署名議員の指名 日程第 4 会期の決定 日程第 5 副議長の選挙 日程第 6 議会運営委員会委員及び各常任委員会委員の選任 日程第 7 議会運営委員会及び各常任委員会の正副委員長の互選結果報告 日程第 8 市長の提案理由説明、質疑 日程第 9 委員会付託
		委員会	総務文教常任委員会 民生病院常任委員会
		本会議	日程第 9 （再開） 委員長報告、質疑、討論、採決 日程第 1 0 富山県後期高齢者医療広域連合 議会議員の選挙 日程第 1 1 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査（採決）

招集告示 1 1 月 2 9 日（月）

議案第 63 号

射水市立歌の森小学校プール改築（建築主体）工事請負契約について

令和 3 年 1 1 月 2 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立歌の森小学校プール改築（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市立歌の森小学校プール改築（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 176,550,000 円
(うち消費税等 16,050,000 円)
- 4 契約の相手方 永森建設工業・原建設射水市立歌の森小学校プール改築
(建築主体) 工事共同企業体
代表者 射水市三ヶ 3973 番地
永森建設工業株式会社
代表取締役 永森 忠志
構成員 射水市作道 2035 番地 4
原建設株式会社
代表取締役 原 龍治

令和 3 年 1 1 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第63号

射水市立歌の森小学校プール改築（建築主体）工事請負契約について

（説 明）

令和3年11月2日に制限付き一般競争入札に付した射水市立歌の森小学校プール改築（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	176,550,000円 （うち消費税等 16,050,000円）	制限付き一般 競争入札によ る契約	永森建設工業・原建設射水市立歌 の森小学校プール改築（建築主体） 工事共同企業体 代表者 射水市三ヶ3973番地 永森建設工業株式会社 代表取締役 永森 忠志 構成員 射水市作道2035番地4 原建設株式会社 代表取締役 原 龍治	契約締結の日 ～ 令和4年8月12日

令和3年12月射水市議会定例会会期日程（案）

会期18日間

12月 7日(火)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明 日程第4 広報委員会委員の選任
	本会議終了後		全員協議会(報告事項説明)
12月 8日(水)			議案調査日
12月 9日(木)			議案調査日
12月10日(金)			議案調査日
12月11日(土)			休 会
12月12日(日)			休 会
12月13日(月)	午前10時	本会議	日程第1 議案質疑 日程第2 代表質問
12月14日(火)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問
12月15日(水)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問(予備日) 日程第2 予算特別委員会の設置及び議案の付託 日程第3 各議案の委員会付託
	本会議終了後	委員会	予算特別委員会(説明)
12月16日(木)	午前10時	委員会	総務文教常任委員会
12月17日(金)	午前10時	委員会	民生病院常任委員会
12月18日(土)			休 会
12月19日(日)			休 会
12月20日(月)	午前10時	委員会	産業建設常任委員会
12月21日(火)			議案調査日
12月22日(水)	午前10時	委員会	予算特別委員会
12月23日(木)	午前10時	委員会	予算特別委員会
12月24日(金)	午後2時	本会議	日程第1 委員長報告、質疑、討論、採決 日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査

※ 11月30日(火) 招集告示

12月 1日(水) 午前10時 議会運営委員会

午後 1時30分 全員協議会(議案説明)

発言通告日 代表質問 12月 8日(水) 午後1時

一般質問 12月 9日(木) 午後1時

予算特別委員会 12月21日(火) 午後1時

令和3年度12月一般会計補正予算（案）説明書（教育委員会関係）

1 歳入の内訳

（単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
15 款 国庫支出金	1, 4 5 0	・ 学校保健特別対策事業費補助金
18 款 寄附金	1, 4 0 0	・ 小学校事業寄附金 学校図書館活動推進費に充当 寺崎工業株式会社 1,000 千円 株式会社メディカルケア 100 千円 ・ 社会教育事業寄附金 家庭教育力向上支援事業費に充当 新湊信用金庫 300 千円

2 歳出の内訳

（単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
10 款 教育費		
学校図書館活動推進費	1, 1 0 0	・ 図書購入費等（寄附金）
学校給食センター管理費	1, 6 0 0	・ 燃料費、光熱水費
学校管理費（小）	6, 5 5 7	・ 小杉小学校パソコン室改修工事 ・ 学級増に伴う備品等
学校給食費（小）	3 5 6	・ 学級増に伴う備品等
健康管理費（小）	2, 0 0 0	・ 感染症対策・学習保障等支援事業
健康管理費（中）	9 0 0	・ 感染症対策・学習保障等支援事業
家庭教育力向上支援事業費	3 0 0	・ あったか家族応援プロジェクト活動促進用品作成（寄附金）

議案第 71 号

射水市フットボールセンター条例の制定について

射水市フットボールセンター条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市フットボールセンター条例

(設置)

第 1 条 市民の健康の保持増進及びスポーツの振興に寄与するとともに、フットボール競技等を生かした交流人口の拡大及び地域の活性化に資するため、射水市フットボールセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
フットボールセンター	射水市海竜町 23 番地 1

(開場時間)

第 3 条 センターの開場時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日については、午前 8 時から午後 9 時までとする。

2 射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、前項に規定する開場時間を臨時に変更することができる。

(休場日)

第4条 センターの休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、休場日以外の日

に臨時に休場することができる。

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をするに当たって、使用の制限その他管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対してセンターの使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) 建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (3) センターの管理上支障があると認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不適當と認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、第5条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第5条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が公益上又は管理上必要があると認めたとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により、使用者に損害が生じた場合においても、市は、その責めを負わないものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、センターの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、当該使用日までに納付するものとする。ただし、時間超過に係る使用料又は市長が特にやむを得ないと認めたものについては、使用後に納めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、使用者が使用期日の7日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき又は使用者の責めに帰することができない理由により使用しなかったときは、同項に規定する使用料を納付しなくてもよいものとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれ

かに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき。

(2) 使用者が、使用期日の7日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、センターの使用を終了したとき（第7条第1項の規定により使用の許可を取り消されたとき、又は退去を命じられたときを含む。）は、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第13条 使用者は、建物、附属施設、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの使用許可及び利用調整に関する業務
- (3) センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) 前３号に掲げるもののほか、センターの管理に関し教育委員会が必要と認める業務

２ 前項の場合における第３条、第４条、第５条、第６条及び第７条の規定の適用については、第３条中「射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、教育委員会の承認を得て」と、第４条中「教育委員会が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、教育委員会の承認を得て」と、第５条及び第６条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第７条中「教育委員会」とあり、「市」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第１６条 指定管理者は、法令、条例その他教育委員会の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

（利用料金）

第１７条 第１４条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合において、使用者は、第９条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

２ 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承

認を受けて定める。

3 利用料金の算定については、前項に定めるもののほか、別表に定める使用料の算定方法に準じて行うものとする。

4 使用者は、利用料金を当該使用日までに納めなければならない。ただし、時間超過に係る利用料金又は市長が特にやむを得ないと認めたときは、その使用後に納めることができる。

5 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

6 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

7 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第11条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第 9 条関係）

1 フィールド使用料

区分	単位	使用日時	使用料 (1 時間当たり)	
			高校生 以下	一般
人工芝フ ィールド	1 面	平日 午前 9 時から午後 5 時まで	3,840 円	4,800 円
		平日 午後 5 時から午後 9 時まで	4,800 円	6,000 円
		土曜日、日曜日及び祝日 午前 8 時から午後 9 時まで	6,000 円	6,000 円
	半面	平日 午前 9 時から午後 5 時まで	3,070 円	3,840 円
		平日 午後 5 時から午後 9 時まで	3,840 円	4,800 円
		土曜日、日曜日及び祝日 午前 8 時から午後 9 時まで	4,800 円	4,800 円

備考

- 1 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。
- 2 使用時間の短縮による使用料は減額しない。
- 3 設備等の準備及び原状回復時間も使用時間に含める。

- 4 第3条第2項の規定により臨時に開場時間を変更する場合の使用料は当該使用日時に連続する時間帯の区分に応じた額とする。

2 フットサル場使用料

区分	単位	使用日時	使用料 (1時間当たり)	
			高校生 以下	一般
屋根付き フットサ ル場	1面	平日 午前9時から午後5時まで	3,840 円	4,800 円
		平日 午後5時から午後9時まで	4,800 円	6,000 円
		土曜日、日曜日及び祝日 午前8時から午後9時まで	6,000 円	6,000 円

備考

- 1 1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用時間の短縮による使用料は減額しない。
- 3 設備等の準備及び原状回復時間も使用時間に含める。
- 4 第3条第2項の規定により臨時に開場時間を変更する場合の使用料は当該使用日時に連続する時間帯の区分に応じた額とする。

3 設備使用料

区分	単位	使用料
夜間照明	1 面 1 時間	1,200 円
	半面 1 時間	800 円
ロッカールーム	1 回	600 円
シャワー	3 分	100 円

備考

- 1 夜間照明の使用料の算定については、1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。
- 2 使用時間の短縮による使用料は減額しない。
- 3 ロックールームは、人工芝フィールド 1 面の利用につき 4 室まで、人工芝フィールド半面又は屋根付きフットサル場 1 面の利用につき 2 室まで無料とする。

4 特殊設備使用料

区分	単位	使用料
A I 自動撮影カメラシステム	1 時間	2,000 円

備考

- 1 特殊設備使用料は、教育委員会が指定する団体等が使用する場合のみとする。
- 2 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。
- 3 A I 自動撮影カメラシステムの使用時間は映像を配信した時間又は収録の時間により算定する。

議案第 7 1 号

射水市フットボールセンター条例の制定について

(説 明)

市民の健康の保持増進及びスポーツの振興に寄与するとともに、フットボール競技等を生かした交流人口の拡大及び地域の活性化に資することを目的として、射水市フットボールセンターを設置するため、新たに条例を制定するもの。(公の施設の設置及び管理＝地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項)

1 規定内容

第 1 条 設置

第 2 条 名称及び位置

第 3 条 開場時間

第 4 条 休場日

第 5 条 使用の許可

第 6 条 使用の不許可

第 7 条 使用許可の取消し等

第 8 条 使用権の譲渡等の禁止

第 9 条 使用料

第 1 0 条 使用料の減免

第 1 1 条 使用料の不還付

第 1 2 条 原状回復の義務

第 1 3 条 損害賠償等

第 1 4 条 指定管理者による管理

第 1 5 条 指定管理者が行う業務の範囲

第 1 6 条 指定管理者が行う管理の基準

第 1 7 条 利用料金

第 1 8 条 委任

2 施行期日

規則で定める日

議案第 76 号

射水市体育施設条例及び海竜スポーツランド条例の一部改正に
ついて

射水市体育施設条例及び海竜スポーツランド条例の一部を次のように改正
する。

令和 3 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市体育施設条例及び海竜スポーツランド条例の一部を改正
する条例

(射水市体育施設条例の一部改正)

第 1 条 射水市体育施設条例（平成 17 年射水市条例第 106 号）の一部を次
のように改正する。

第 7 条第 3 項中「前納」を「当該使用日までに納付するもの」に改め、同
条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項の規定にかかわらず、使用者が使用期日の 7 日前までに使用の許
可の取消しを申し出たとき又は使用者の責めに帰することができない理
由により使用しなかったときは、同項で規定する体育施設使用料を納付し
なくてもよいものとする。

第 16 条第 1 項本文中「前納し」を「当該使用日までに支払わ」に改め、
同項ただし書中「前納しないことができる」を「この限りでない」に改める。

(海竜スポーツランド条例の一部改正)

第2条 海竜スポーツランド条例(平成17年射水市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第9条中「入館時に」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が使用期日の7日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき又は使用者の責めに帰することができない理由により使用しなかったときは、同項で規定する使用料を納付しなくてもよいものとする。

第10条第2項中「前納」を「当該使用日までに納付するもの」に改める。

第18条第1項本文中「前納し」を「当該使用日までに支払わ」に改め、同項ただし書中「前納しないことができる」を「この限りでない」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 76 号

射水市体育施設条例及び海竜スポーツランド条例の一部改正について

(説 明)

公共施設予約管理システムの導入に伴い、体育施設及び海竜スポーツランドの使用料の当日納付を認めるため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

体育施設及び海竜スポーツランドの使用料の納付期限を「前納」から「使用日まで」に変更するもの。

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

射水市学校部活動在り方検討会の設置について

1 目 的

射水市の設置する中学校における部活動の在り方について調査、検討し、持続可能な部活動の環境と学校の働き方を考慮した部活動を推進するため設置するもの。

2 検討内容

部活動の在り方についての調査研究や、地域部活動移行に向けた拠点校や連携校、モデルとなる競技団体等の実践研究に関すること。

3 これまでの経過

令和3年10月26日 第1回射水市学校部活動在り方検討会 開催
(会議概要)

休日の部活動の段階的な地域移行について、文部科学省の示す方向性、射水市の設置する中学校における部活動の現状等について委員に説明を行った。

4 今後のスケジュール

令和4年 1月 第2回 開催予定
令和4年 5月 第3回 開催予定
(検討内容)

令和4年度中に試行する予定の地域移行モデル校（競技）の選定、試行にあたって考えられる課題等について協議を行う。

第1回射水市学校部活動在り方検討会 会議概要**1 会 議**

期 日：令和3年10月26日（火）15：25～17：10

場 所：射水市役所会議室302

出席者：

- （委 員） 金谷会長（教育長）、丹羽副会長、寺島委員、矢崎委員、
三上委員、金委員、朝倉委員、中村委員、川腰委員、古城委員
（事務局） 原教育委員会事務局長、久々江次長（生涯学習・スポーツ課長）
杉高次長、中川課長（学校教育課）
北村班長（生涯学習・スポーツ課スポーツ施設整備班）
安元課長補佐、小谷内副主幹（学校教育課）
鳥本係長、荒木主査、旅家主任（生涯学習・スポーツ課スポーツ推進係）
谷口専務理事、今泉事務局長（（公財）射水市体育協会）

2 概 要

- ・開会のあいさつ（金谷教育長）
- ・会長、副会長の選任 会長：金谷委員 副会長：丹羽委員
- ・報告事項（1）休日の部活動の段階的な地域移行について
- ・その他 次回日程について（1月下旬）
- ・閉会

【主な意見等】

（委員）

学校教育から社会教育への移行のためには朝日町や上市町にあるような運営組織が必要。その運営組織が指導者の発掘や育成を行えば移行が進むと思う。学校が指導者を探す実態を変えなければ何も変わらない。

（委員）

小さい頃から取り組んでいるスポーツの部活動が進学先に無く、違う部に入ったり進学先を変えたりする子がいる。自分の行きたい学校でやりたいスポーツができる環境を整えば、子どもたちの不安は少なくなると思う。

（委員）

平日は学校の教員が指導し土日は地域の指導者が指導するようになったら、土日にある大会は普段の練習を見ていない地域の指導者が引率することになり、怪我や事故に対する認識がどうなるのか気になる。

(委員)

競技型のスポーツだけでなく、ダンスやランニングのようなレクリエーション型のスポーツにも着目し、本人のニーズに合わせて機会を提供できればと思う。総合型地域スポーツクラブからも選択肢を広げる機会を提供できると思う。ただし、完全に受益者負担の地域スポーツと教育委員会との連携が必要な部活動は区別する必要がある。

(委員)

拠点校ができることで、地元の学校に通いつつ土日はレベルの高い練習をできることもあるが、拠点校に生徒が集中することを懸念している。

(委員)

新湊地域の学校に陸上部が無くて驚いた。陸上は一つの競技を嫌になっても、部をやめずに競技を変えることができる。3年間同じ部を続けてほしい気持ちがあるので、陸上部を作ってほしい。また、知り合いの教員から「自分が取り組んでいた競技の部が勤務先に無い」という話をよく聞くので、教員の配置方法を検討してほしい。

(委員)

全体的に議論しようとしても進まないと思うので、具体的な分野ごとにプロジェクトチームを作った方がいいと思う。また、指導等には体育協会や競技団体など、既存の資源を活用してほしい。

(委員)

スポーツ少年団の中でも、人数が揃わなくてチームを組めないという話を聞くため、スポーツ離れが出ていているように感じる。指導者を派遣するにあたり、どのレベルを目指して指導するか整理する必要がある。指導者への手当や保護者の支援についても検討しなければならない。

(委員)

教員は部活動に関して練習場所の確保、大会の調整、宿舎や交通手段の手配など多岐にわたる業務を抱えている。部活動でトラブルがあった際は、部活動指導員等外部の指導者ではなく、学校の教員で対応を行っている。このようなスポーツの指導以外の対応を学校から外しないと結局学校から部活動を離せない。この点でどこに足元を置くか非常に悩ましく、完全に外部に移行するのは難しいと思う。

様々な組織が関わることになると思うが、共通したルールを設けるために、中心となる運営組織が必要だと思う。教員の多忙化解消より子どもたちのためによりよい部活動環境を作るという方が優先だと思う。

令和4年射水市成人式の実施について

1 目 的

新成人の新しい門出を祝福するとともに、社会人として自ら生き抜いていくことへの自覚を促すよう激励する。

2 日 時

令和4年1月9日（日）2部制

○午前部 午前10時（受付 午前9時から）

対象：「市東部」射北中学校区、小杉中学校区、小杉南中学校区にお住まいの方

○午後部 午後2時（受付 午後1時から）

対象：「市西部」新湊中学校区、新湊南部中学校区、大門中学校区にお住まいの方

※ 出身校と希望の時間が異なる方は、別の部に参加できる。

3 会 場

アルビス小杉総合体育センター大アリーナ

4 次 第

式典（約20分）

- ・開式
- ・国歌清聴
- ・式辞〔市長〕
- ・祝辞〔市議会議長〕
- ・新成人誓いのことば〔新成人代表者〕
- ・市民憲章朗読〔新成人代表者〕
- ・閉式

5 対象者

平成13年4月2日から平成14年4月1日までに出生し、射水市に住民登録のある者及び希望者

6 その他実施内容

(1) ケーブルテレビ及びYouTubeによるライブ配信

参加自粛者や保護者向けに生中継及びライブ配信を行う。

(2) AR活用アプリによるリアルタイム合成写真の撮影

参加できない新成人が、会場で記念撮影する新成人とARアプリを活用してリアルタイムと一緒に撮影し合成写真を作成するもの。

(3) デジタルフォトアルバムの作成

式当日の様子や写真データを編集したデジタルフォトアルバムを作成し、後日新成人向けに限定配信するもの。

7 感染防止対策

- ・2部制で実施し会場の密を回避する。
- ・入場は新成人のみとし、保護者の観覧は不可とする。
- ・抗原検査キットを対象者に事前送付し、各自当日朝の検査で陰性確認のうえ参加する。
（式当日の検査については、小アリーナを検査場所として対応する。）

市内体育施設における公共施設予約管理システムの導入について

1 概要

施設利用者の利便性向上を図るため、公共施設予約システムを導入する。

2 システムの機能

- ・空き状況の照会（利用者、管理者）
 - ・予約（利用者、管理者）
 - ・登録団体、使用料及び使用実績の管理（管理者）
- ※スマホ対応可能

	現行	導入後
利用 1 か月前	・電話または窓口で空き状況照会、予約 ・窓口で使用料納付（前納）	・インターネットから空き状況照会、予約 ※日中に関しては電話または窓口でも対応可能
利用当日	・体育施設利用	・窓口で使用料納付 ・体育施設利用

3 対象施設

- ・新湊アイシン軽金属スポーツセンター（新湊総合体育館）
- ・アルビス小杉総合体育センター（小杉総合体育センター）
- ・ビルト・プレイズ歌の森体育館（小杉体育館）
- ・大門総合体育館
- ・ヨシダ大島体育館（大島体育館）
- ・下村体育館
- ・新湊テニスコート
- ・下村テニスコート
- ・歌の森運動公園テニスコート

※文化施設においても一部導入する。



利用者画面イメージ

4 今後のスケジュール

令和 3 年 12 月 射水市体育施設条例の一部改正について議案提出

令和 4 年 1 月 仮運用開始

（利用者 ID 登録、予約状況照会開始）

3 月 本運用開始

（4 月 1 日以降の利用について予約受付開始）

新湊会場

日本一早いよ～！

0:00
START

射水市元旦マラソン

2022



大門会場

9:00
START

元旦は射水を走る

主 催 射水市 射水市教育委員会 公益財団法人射水市体育協会
 協 力 射水市陸上競技協会 NPO 法人だいもんスポーツクラブ
 放生津校下体育協会 新湊校下体育協会 庄西地区体育協会 塚原校下体育協会
 作道校下体育協会 堀岡体育協会 海老江地区体育協会
 大門地区スポーツ振興会 二口地区体力づくり振興会 浅井体力づくり振興会
 水戸田地区スポーツ振興会 櫛田地区スポーツ振興会

射水市元旦マラソン2022 実施要項

○期 日 令和4年1月1日（祝）
※天候及び新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては中止する場合があります。
※中止の場合は射水市体育協会ホームページでお知らせします。

○コース 新湊会場 新湊コース（約3km） ※裏面参照
大門会場 大門コース（約3km） ※裏面参照

○日 程	開 会 式	スタート場所&時間
第58回 新湊会場	放生津八幡宮前 令和3年12月31日（金） 午後11時50分～	放生津八幡宮前 午前0時00分 一般・高校生 午前0時01分 中学生 午前0時02分 小学生(伴走者)
第44回 大門会場	大門総合体育館前 令和4年1月1日（祝） 午前8時50分～	大門総合体育館前 午前9時00分 一般・高校生 午前9時01分 中学生 午前9時02分 小学生(伴走者)

○参加資格 健康な小学生以上の方（小学1～4年生は保護者（伴走者）の同伴が参加条件となります。その際、保護者（伴走者）の申込みもお願いします。）

※ただし、大会開催日2週間前（12月18日（火））から大会当日（1月1日（祝））までの間に緊急事態宣言もしくはまん延防止等重点措置の対象となっている地域にお住まいのランナーについては参加を辞退していただきます。

○定 員 新湊会場 300人 大門会場 300人
※両会場とも、大会事務局(射水市体育協会)への先着順となります。
※申込状況は射水市体育協会ホームページで確認できます。

○参加料 一般 1,000円（両会場共通）
小・中・高校生 500円（両会場共通）
※いかなる理由で中止した場合においても一切返金いたしません。

○表彰 完走者全員に完走証を授与します。

○申込期間 令和3年11月18日（木）～12月3日（金）13時まで 期日厳守
※郵送の場合は申込期日までに大会事務局へ必着です。
※定員に達した場合、申込期間中でも申込受付を終了します。

○参加申込書 参加申込書は申込窓口を設置してあります。
また、射水市体育協会ホームページからダウンロードすることもできます。
(HPアドレス <http://www.imizu-taikyou.jp/>)

○申込方法

参加申込書に必要事項を記入し、参加料を添えて下記の方法で申込みください。

◆窓口で申込

・公益財団法人射水市体育協会 ☎0766-82-8278
射水市久々湊467

新湊アイシン軽金属スポーツセンター(武道館)内

受付時間 月曜～金曜日 午前9時～午後5時（祝日を除く）

※新湊アイシン軽金属スポーツセンター事務局では受付できません。

・射水市大門総合体育館 ☎0766-52-4655
射水市二口3142

受付時間 火曜～土曜日 午前9時～午後8時

日曜日・祝日 午前9時～午後4時30分

※どちらの窓口でも両会場の申込みができます。

◆郵送で申込（郵送先）

・公益財団法人射水市体育協会

〒934-0039 射水市久々湊467

※大門総合体育館へは郵送しないでください。

※現金書留を利用してください。

◆注意事項

※電話による申込みや切手等の代納による申込みは受け付けません。

※申込み後のキャンセルはできません。また、申込み後の返金もいたしません。

※申込み後の参加者変更はできません。

※大会当日の申込みは受け付けません。

○事前送付

受付完了された方にはアスリートビブス（ゼッケン）等を申込書に記載された住所に12月25日前後事前送付いたします。

○参加上の注意

①参加者は自己の責任において健康管理をし、出走前または走行中であっても身体に異常を感じた場合は、ただちに中止してください。

②走行中に生じた事故、傷害・疾病については、主催者はその責任を負いません。
（ただし、主催者側でスポーツ傷害保険に加入します。）

③当日の駐車場は、（新湊会場）新湊漁港駐車場、（大門会場）大門総合体育館及び大門小学校の駐車場をご利用ください。なお、両会場とも駐車台数に限りがありますので乗り合わせ等でお越しください。

④手荷物は各自で管理してください。また、更衣室はありません。

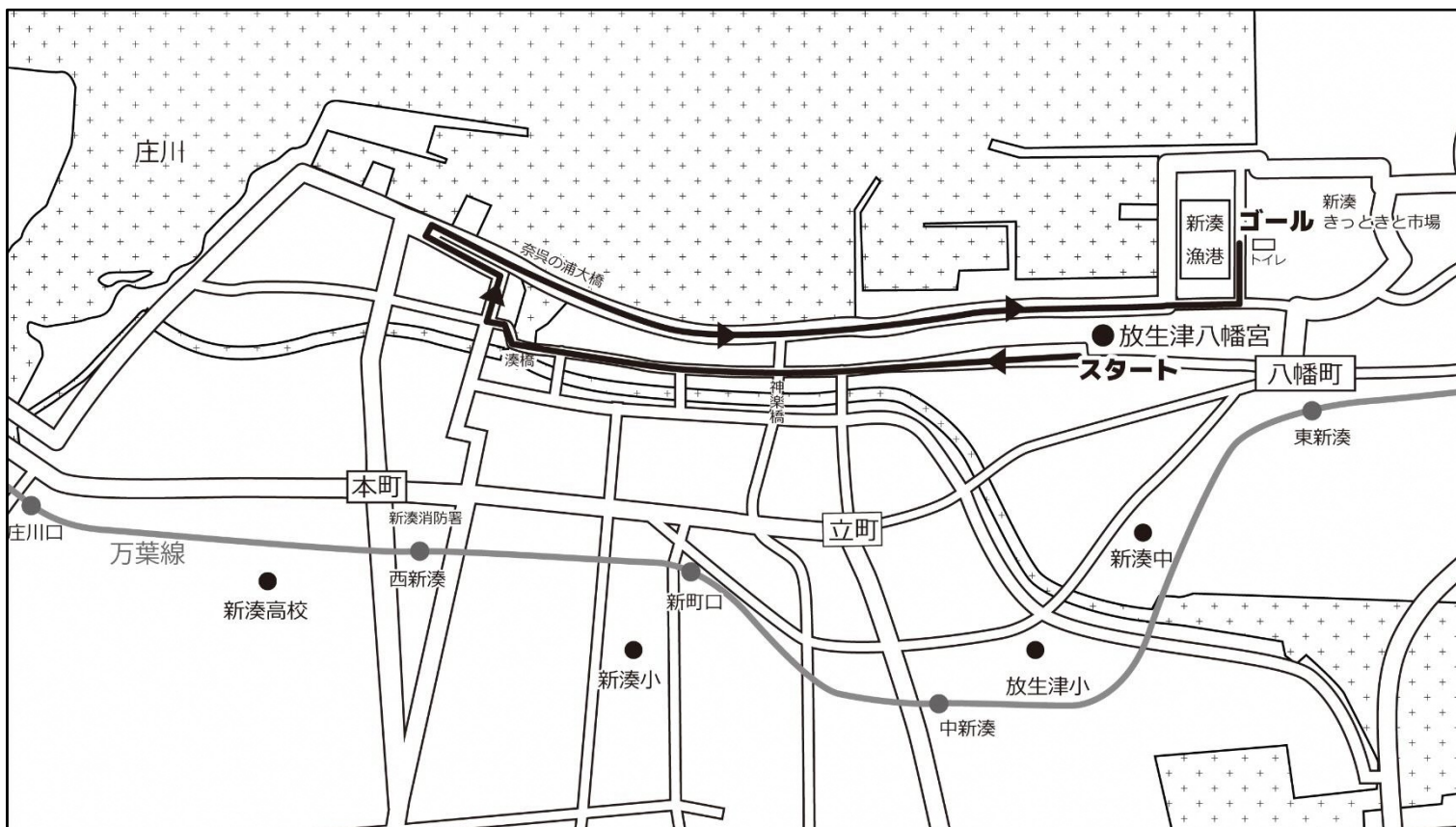
⑤参加者は道路の左端を走り交差点においても中心から右に出ないように走ってください。

⑥本大会ではゴール地点に時計を設置しますのでゴール後、各自でタイムを確認してください。

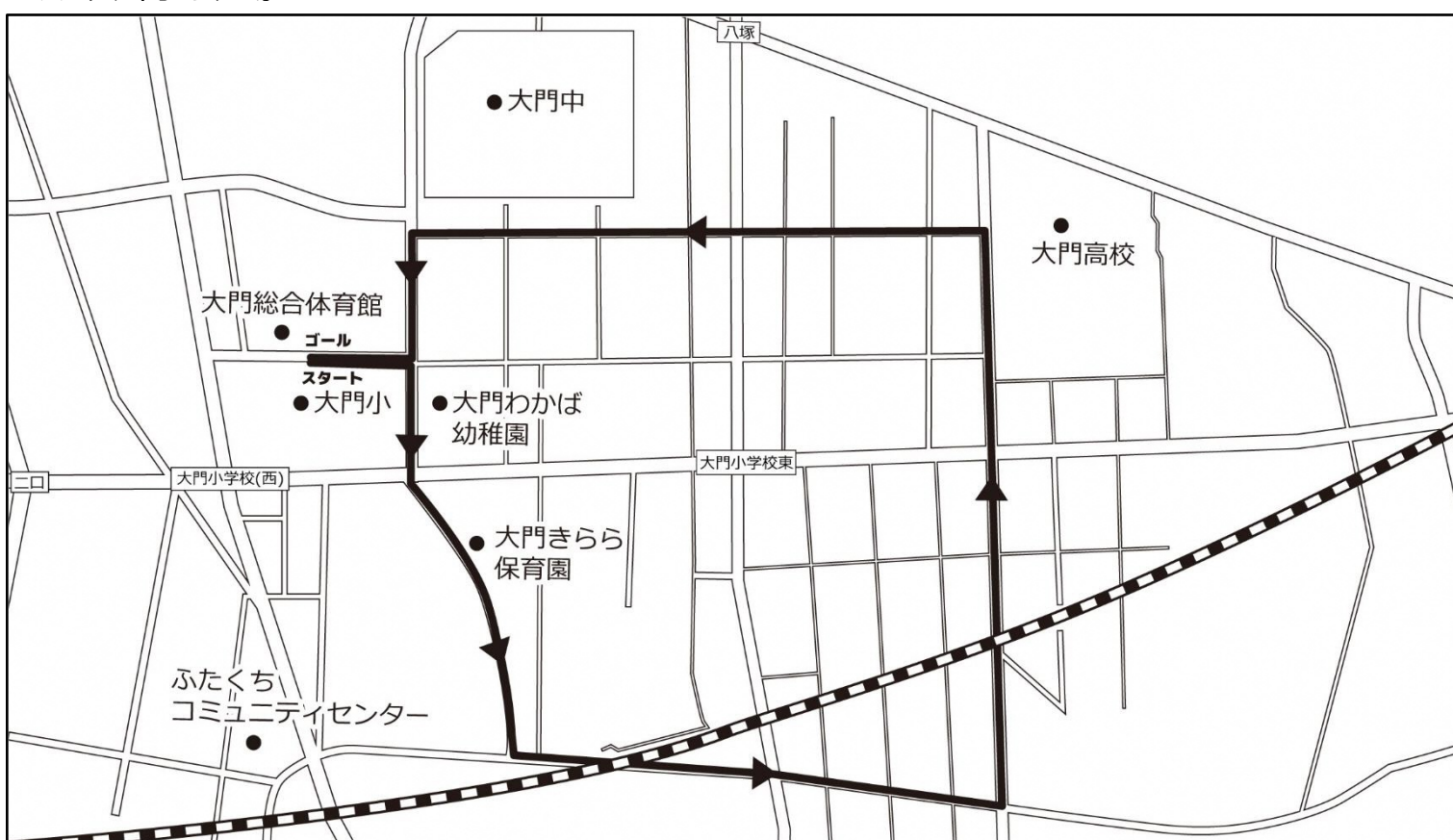
⑦大会中の映像・写真・記事・記録・申込者の氏名、年齢、住所（国籍、都道府県名又は市区町村名）等のテレビ・新聞・雑誌・インターネット等への掲載権と肖像権は主催者に帰属します。

射水市元旦マラソン2022コース図

★ 新 湊 会 場



★ 大 門 会 場



○お問合せ先
【大会事務局】

公益財団法人射水市体育協会 ☎0766-82-8278

射水市久々湊467 新湊アイシン軽金属スポーツセンター(武道館)内

対応時間 月曜～金曜日 午前9時～午後5時(祝日を除く)

令和 3 年 12 月 の 主 な 行 事 予 定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	水					
2	木					
3	金					
4	土					
5	日	10:00	救急薬品市民交流プラザ	射水市生涯学習フェスティバル、作品展	生涯学習・スポーツ課	教育長
6	月					
7	火					
8	水					
9	木					
10	金					
11	土					
12	日					
13	月					
14	火					
15	水					
16	木					
17	金					
18	土	11:00	中央図書館	冬のおたのしみ子ども会	中央図書館	
19	日					
20	月					
21	火					
22	水					
23	木					
24	金		各幼稚園、小中学校	2学期終業式	学校教育課	
25	土					
26	日					
27	月					
28	火	9:30	本庁舎401会議室	定例教育委員会	学校教育課	○
29	水					
30	木					
31	金					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
10/15	12/20	新湊博物館	あっち行け！禍	12/11	12/26	中央図書館	「冬だ！‘Xmasだ！年末だ！」展
12/3	12/10	中央図書館	障がい者週間関連展示「障がいを知れば世界が変わる」展				

※行事等については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、中止となる場合があります。

令和4年1月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	土	0:00	放生津八幡宮	元旦マラソン	生涯学習・スポーツ課、市体協	
1	土	9:00	大門総合体育館	元旦マラソン	生涯学習・スポーツ課、市体協	
2	日					
3	月					
4	火					
5	水					
6	木					
7	金					
8	土					
9	日	10:00 14:00	アルビス小杉総合体育センター	令和4年射水市成人式	生涯学習・スポーツ課	○
10	月					
11	火		各幼稚園、小中学校	3学期始業式	学校教育課	
12	水					
13	木					
14	金					
15	土					
16	日					
17	月					
18	火					
19	水					
20	木					
21	金					
22	土					
23	日					
24	月					
25	火					
26	水					
27	木					
28	金					
29	土					
30	日					
31	月					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名

※行事等については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、中止となる場合があります。